

## 在宅難病患者訪問診療事業について

### 1 目的

寝たきり等により受療が困難な在宅難病患者に対する医療の確保及び療養環境の向上を図るため、専門医及び地域主治医等による在宅難病患者訪問診療事業を実施する。

### 2 実施方法

東京都は、訪問診療事業を東京都医師会に委託して実施する

※東京都の経費で実施するため、訪問診療に係る患者、家族の負担はない。

### 3 対象者

①難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病又は東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に掲げる特殊疾病に罹患した者のうち、②寝たきり等により受療が困難な在宅患者であって、③その患者及び家族が訪問診療を希望するもの。

※①～③をすべて満たすことが必要。

※寝たきり等により受療が困難とは、罹患する難病により要介護4以上又は身体障害者手帳1、2級相当の状態にあることなどにより、通院が困難であり、専門的医療が受けられな状態をいう。

### 4 ケース検討会

(1)調整委員会は、患者及びその家族に適切な診療・看護等を提供するため、ケース検討会を開催する。

(2)ケース検討会は、訪問診療に従事する専門医、地域主治医及び看護師等のほか、調整委員会の指定する者で構成する。

(3)ケース検討会は、次の事項を検討の上、今後のケア方針を定める。

ア 診療、看護等の実施内容

イ 患者及びその家族に対する指導内容

ウ 地域関係機関との連携内容

エ 訪問診療の実施にあたっての役割分担

オ その他必要な事項

《令和5年度大田区におけるケース検討会 開催実績》

○年間 8 回実施

○事例数は右図参照

医師会	件数
大森	1
蒲田	5
田園調布	10

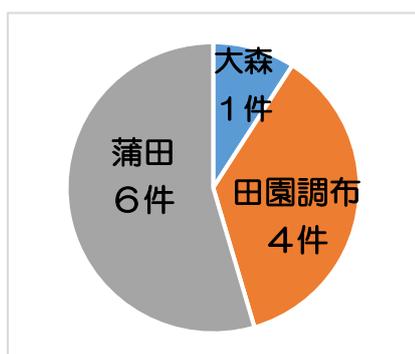
## 在宅難病患者訪問診療事業 利用状況

### ○3年間の利用状況

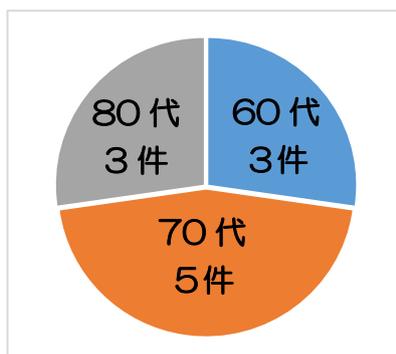
	大森医師会		田園調布医師会		蒲田医師会		合計	
	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数
R3年度	3	5	2	2	6	9	11	16
R4年度	2	3	1	1	7	12	10	16
R5年度	1	1	4	4	6	10	11	15

### ○令和5年度利用者内訳

#### 1 管轄医師会



#### 2 年代



#### 3 疾患

疾患名	人数
パーキンソン病	4
筋委縮性側索硬化症	2
多系統萎縮症	2
原発性側索硬化症	1
脊髄小脳変性症	1
多発性筋炎 (HCV 由来)	1

#### 4 事業利用の目的(複数回答)

事業利用の目的	件数
治療方針の検討	7
症状進行に対する専門医の判断	7
投薬調整の必要性の判断	7
リハビリテーション継続に向けての助言	1
不明	1

#### 5 利用のきっかけ

